明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一三）　二
○地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件（総務一三八）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一六八）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一一八）
○大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第五条の規定により大学等の課程の認定を取り消した件（文部科学六五）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境五）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件（同六）　三
○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（農林水産五一三）　四
○収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同五一四）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同五一五）
○卸売業者の合併について認可した件（同五一六）
○平成二十九年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件（同五一七）
○保安林の指定をする件（同五一八～五二〇）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五二一、五二二）
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業九二）
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件（特許庁四）　六
○津軽ダムの建設が完了した件（国土交通三〇四）
○信号符字を点附した件（同三〇五）
○信号符字を取り消した件（同三〇六）
○河川法の規定により指定区間を変更する件（同三〇七）　七
○自動車等安全性能評価実施要領の一部を変更する件（同三〇八）
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同三〇九、三一一）　七
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同三一〇、三一二）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同三一三）
○独立行政法人環境再生保全機構に係る環境大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件（環境三七）

〔国会事項〕
人事院　公害等調整委員会　公安審査委員会　公安調査庁　厚生労働省　環境省　会計検査院　八

〔官庁報告〕
官庁事項
総務省防災業務計画の修正要旨の公表について（総務省）　二

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
預金保険の保険料率関係　三〇
会社その他